

防 災 計 画 書

平成２８年２月２８日

- 第１ 本計画は大災害発生時に区民の安全を守り、安心して暮らせる町づくりを推進することを目的とする
- 第２ 防災本部を細野一区自治公民館におく。
- １ 本部長を区長とし、副本部長に副区長をあてる
 - ２ 本部長の下に庶務班・防災部会を設ける
 - ３ 任期は各役員の任期と同一とする
 - ４ 庶務班と防災部会は緊密に連携を取り活動する
 - ５ 防災本部は震度５強、風水害もしくは巨大噴火等をもって招集する。
- 第３ 庶務班
- １ 庶務班は区役員で構成する
 - ２ 庶務班の班長を副区長、副班長に会計担当を置き、班員の指導、監督にあたる
 - ３ 他の関係団体との連絡調整にあたる
 - ４ 大災害時各常会との連絡、情報の収集にあたる
 - ５ 避難所が開設された時避難所の運営にあたる
- 第４ 防災部会
- １ 防災部会は防災士・防災リーダー（ＳＶＣを含む）の有資格者、その他、看護師等救急関係の有資格者で構成する
 - ２ 防災部会に部会長・副部会長をおき部会員のスキルアップに努める
 - ３ 平常時防災訓練等の計画を推進し区民の訓練指導にあたる
 - ４ 大災害発生時に機動部隊を編成する
 - ５ 防災資機材の管理にあたり、常時使える状態を維持し、取り扱いの習熟をはかる。
- 第５ 防災本部に自主防災組織を編成する
- １ 自主防災組織は別図１のとおりとする
 - ２ 組織の中に、庶務班・機動部隊・炊き出し班を編成する
 - ３ 常会を７班に分け（区の班に同じ）班長は評議員とする
 - ４ 自主防災組織を本部自主防災組織と地区自主防災組織にわけ、以下本部防、地区防と呼称する
- 第６ 炊き出し班
- １ 避難所が開設された時、炊き出し班をもうける
 - ２ 炊き出し班の班長に会計担当をあてる
 - ３ 炊き出し班は本部長の命により、食料の調達にあたり、被災者等の支援にあたるものとする

第 7 地区防に以下の組織を作るものとする

- 1 消火班
- 2 救助・救急班
- 3 避難誘導班
- 4 情報連絡員
- 5 編成者は常会長とし、地区防の指揮、指導にあたるものとする
- 6 班編成が難しい場合は、防災担当を設け各班を、兼ねても良い

第 8 本部長は必要に応じて以下の項目を実施するものとする

- 1 防災会議の開催
- 2 各種防災訓練の実施

第 9 防災訓練は以下のとおりとする

- 1 総合防災訓練 = 2つ以上の訓練を同時に行う場合をいう。
- 2 部分訓練 = 消火訓練・応急救護訓練等個別の訓練をいう
- 3 防災講話

第 10 災害弱者等に対する災害時の対応について

- 1 災害時には、常会長は災害弱者の状況把握に努め本部長に必要な応じて報告するものとする。
- 2 各班長は災害時には常会長と連絡を密にし状況把握に努めること。
- 3 庶務班長は民生委員と連絡をとり合い、異常を察知した場合は班員に必要な処置を取らせること。

第 11 緊急連絡網の編成について

- 1 緊急連絡網を別紙のとおり作成する
- 2 緊急連絡の後、本部長は速やかに緊急防災会議を開催する
- 3 緊急防災会議は本部防役員を招集し開催する

第 12 一時避難場所の指定について

- 1 一時避難場所の役目について
一時避難場所は、救助を求めている人を早期に発見し、救助したり、また建物などの被害状況を把握し、避難所などの開設の準備に役立てるためのものです。
- 2 一時避難場所の指定
ア 各地区リサイクル集積場とする。ただしつぎの地区は以下の通りとする。
イ 東班 3 = 竹下宅裏区内 南班 = 団地内中央公民館
北班・第二一時避難場所 = 市営城山団地内公園

第 13 避難所の指定

1 小林市指定

ア 細野地区体育館

ア 細野小学校体育館・細野中学校体育館

2 細野 1 区指定

細野 1 区自治公民館

3 避難所運営については別に定めるものとする

改正 平成 28 年 7 月 8 日

改正 平成 31 年 3 月 5 日